

やないづ 議会だより

第165号
令和2年(2020)
12月定例会報告

発行日：令和3年2月26日
福島県柳津町議会
(0241)42-2390
編集：議会広報編集委員会



12月定例会は赤べこ議会
として開催されました。

(14ページに詳細を掲載)



12月定例会
12月9日～11日

12月定例会議案審議	2
常任委員会行政視察報告	4
代表質問	6
一般質問 5人の議員が町政を問う	8

12月定例会審議議案 ー主な議案ー

令和2年第4回12月定例会が、12月9日から11日までの3日間の会期で行われました。今回の定例会では、令和2年度補正予算、条例の制定など13議案が審議され、原案どおり可決されました。

柳津町課設置条例の一部を改正する条例について

現在の総務課企画財政班から企画部門を独立し、新たな事業（歴史的風致維持向上計画、只見柳津県立自然公園の国定公園への編入、再生可能エネルギーとして新たな地熱開発など）を展開していくと共に、町の5年後・10年後を見据えたまちづくりをし、未来に向かって新しい町を創っていくための「みらい創生課」を設置する。

令和2年度柳津町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,189万5,000円を追加し、総額52億7,754万6,000円とする。

《主な増減》

・財政管理費

5,300万円
財政調整基金への積立金。

・山間地域等直接支払事業費
265万4,000円減
24団地から22団地へと2団地減ったことによる補助金の減額。

・会津柳津学園中学校管理費
70万9,000円
森林環境交付金事業で生徒用の机と椅子23セットを整備。

・臨時スクールバス借上料
87万8,000円
新型コロナウイルス感染症の影響で早帰りの下校の回数が多くなったことによる増額。

指定金融機関の変更について

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関を変更するもの。

指定金融機関の名称

変更日 会津信用金庫
令和3年4月1日
契約期間 2年間

指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び柳津町公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定について議会の議決を求

めるもの。

施設の名称

柳津町つきみが丘町民センター

柳津町西山温泉山村公園

柳津町観光物産館

柳津町観光休憩施設

柳津町森林公園

団体の名称

一般財団法人やないづ振興公社理事長 矢部 良一

指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

陳情1件を不採択

「国の制度として「二十人程度学級」を要望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書」

・陳情者

4 河沼郡会津坂下町惣六2

・審査結果 不採択
福島県教職員組合河沼支部支部長 横田 恵一

12月定例会補正予算

			12月補正後	補正額
一 般 会 計			52億7,754万6千円	1,189万5千円
特 別 会 計	土 地 取 得		2,002万6千円	－
	国保	事 業 勘 定	5億571万1千円	△63万3千円
		施 設 勘 定	8,430万2千円	58万3千円
	後 期 高 齢		5,194万7千円	－
	介 護 保 険		5億8,533万8千円	3,087万6千円
	簡 易 水 道		1億8,088万円	300万円
	町営スキー場		341万2千円	－
	農業集落排水		9,068万5千円	－
	下 水 道		8,222万1千円	100万円
	簡 易 排 水		220万円	－
	林業集落排水		280万円	－
合 計			68億8,706万8千円	4,672万1千円

こんなことを決めました ー審議一覧ー

【12月定例会】

議案番号	件 名	審議結果
議案第102号	柳津町課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第103号	諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第104号	柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第105号	柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第106号	柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第107号	字の区域及び名称の変更について	原案可決
議案第108号	令和2年度柳津町一般会計補正予算	原案可決
議案第109号	令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
議案第110号	令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算	原案可決
議案第111号	令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第112号	令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第113号	指定金融機関の変更について	原案可決

(追加議案)

議案第114号	指定管理者の指定について	原案可決
---------	--------------	------

臨時議会
(11月20日開催)

柳津町議会議員の議員報酬、
期末手当及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する
条例について

町長等の給与及び旅費に関
する条例の一部を改正する
条例について

職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例につい
て

人事院勧告及び福島県人事
委員会勧告に基づき条例を一
部改正。

・期末手当の支給率を「100
分の165」↓「100
分の160」とする。

・令和3年4月1日以降につ
いては支給率を「100分
の160」↓「100分の
162.5」とする。

専決処分の承認を求めるこ
とについて

・テイクアウトクーポン事業
787千円

印刷製本費、換金委託料に
不足が生じたことによる増
額補正。

・住まいづくり支援事業
600万円

当初予算額を上回る申請が
あったため、補助額上限1
50千円×40件分を追加補
正。

柳津町議会議員政治倫理審
査会の報告について

荒明 正一議員の行動につ
いて、柳津町議会議員政治倫
理規程に基づき、政治倫理審
査会を設置した。政治倫理審
査会委員長岩渕 清幸議員よ
り審査結果を報告。

経緯・詳細については議会
だより164号P14、15、本
号P13を参照。

総務文教常任委員会

○実施日：令和2年11月16日・17日

○研修先：双葉町 東日本大震災・原子力災害伝承館
宮城県仙台市 宮城県立美術館

11月16日 東日本大震災・原子力災害伝承館

9月20日に開館した新しい施設はとても立派で、隣接する産業交流センターとともに復興の象徴としての役目を果たしていると感じました。『3.11以前の福島～震災・災害当時～現在』といったように、分かりやすく文章や映像等で紹介されており、歴史に残るといっても過言ではない東日本大震災と原発事故を後世に伝えていくと共に、当時の判断がどのような影響を与え、今後どのようにすれば被害を少なく出来るかについて考えさせられる施設となっていました。

また、双葉町は多くのエリアがバリケードで封鎖されている帰宅困難区域となっており、その荒廃ぶりは本当に再び人が住めるのかと疑うばかりでした。汚染水処理問題、除染袋の山など現地を見て深刻さを再認識しました。しかし、災害以来10年ぶりにまちなかバスの運行が再開されるなど、2年後の住民帰還を目指し、着実に復興に向けて進んでいる現状を確認しました。



11月17日 宮城県立美術館

こちらでは「東日本大震災復興祈念 奈良・中宮寺の国宝展」特別展を視察しました。

奈良県斑鳩町にある中宮寺は、聖徳太子が母・穴穂部間人皇后のために創建したとされ、現存する最古の尼寺としても知られています。その御本尊である「菩薩半跏思惟像」は飛鳥時代の最高傑作であり、わが国を代表する仏像としても名高いものです。

今回の展示ではこの像のために専用の一室を設けており、バリケードやガラスケースを用いずに、直接360度の角度から見ることでできる展示形態となっていました。ガラス越しでは感じ取ることのできない木の質感や、通常見ることのできない背面まで閲覧することが可能で、展示方法について新たな驚きがありました。

斎藤清美術館においても、消火設備工事が完成した際には、有名な美術品が展示される日を待望いたします。



委員会行政視察



産業厚生常任委員会

○実施日：令和2年11月17日・18日

○研修先：山形県酒田市 山居倉庫・日向コミュニティセンター

山形県鶴岡市 「鶴岡市歴史的風致維持向上計画の取り組み」・天童木工

11月17日 山居倉庫・日向コミュニティセンター

山居倉庫は明治26年に米保管倉庫として建造され、内部の断熱効果と湿気対策として二重屋根にし、外構は冬季の厳しい季節風から倉庫を守るためにケヤキを配置するなど、自然を利用した低温倉庫として現在も農業倉庫として活躍していました。また、観光物産館酒田夢の倶楽や庄内米歴史資料館が併設されており多くの観光客で賑わっていました。

日向コミュニティセンターは日向小学校閉校を機に、地域づくりの拠点として旧校舎の雰囲気を残しつつも世代を問わず集まりやすい場所として、12の自治会で運営組織を組織し、地域の支え合い活動を行いながら運営を行っていました。自治体・地区・企業の三者によるパートナーシップにより、幅広い世代が関わる地域づくりを行い、広い目線で地域のビジョンづくりを行っていました。



山居倉庫



庄内米資料館付近 酒田市内

11月18日 鶴岡市「鶴岡市歴史的風致維持向上計画の取り組み」・天童木工

平成25年10月に歴史的風致維持向上計画の認定を受け、行政だけでなく市民団体を始めとする様々な主体が互いに協力して歴史まちづくりを実施していました。鶴岡公園周辺地区は、重要文化財の保存・修繕等を行い、景観に支障をきたしていた電柱を地中化でなく移転による後ろ配線等を行い風情のある街道を実現していました。歴史的風致の取り組みが国土交通省、農林水産省、文部科学省の三省に渡って補助金を有効に使い行われていたことから、柳津町も積極的に情報収集に努め取り組むべきではないかと感じました。



鶴岡市内

天童木工では、林業が停滞する中で地域に眠る未活用の地域材を使った杉用品の開発を積極的に行い、森林資源の再利用に取り組んでいる事業にお話を伺いました。



伊藤 純 委員長

○歴史的風致維持向上計画の 進捗状況について

Q 現在までの進捗状況及び今後の計画策定スケジュールについて、どのように進めていくのか伺う。

A (町長) 現在、庁内において副町長を中心に関係課の班長6名と生涯学習班の学芸員1名をメンバーとしたプロジェクトチームを結成し、アドバイザーの意見を取り入れながら、地域資源や歴史資源の掘り起こしや再点検など、計画策定へつながる勉強会を行っている。

プロジェクトチーム員に歴史的風致維持向上計画の内容を知ってもらうとともに共通認識を持ってもらうため、本年6月に計画認定を受けた棚倉町を訪問し、認定までの実務手法や効果などについて視察を行った。

現在、歴史的風致の根拠としての古い写真を収集しており、さらに多くの写真が必要となることから、広報紙やホームページなどで再度募集を行っている。

今後の計画策定スケジュールについては、古写真だけではなく文献や史料などの収集、歴史的記述の調査、情報収集などを行い、歴史的風致の条

件を満たすか検討し、地域の有識者や郷土史の精通者からの聞き取り調査など各種調査を実施していく。その後、学識経験者などの構成による法定協議会の設置を行い、国土交通省、農林水産省、文部科学省との3者協議を進め計画策定に取り組んでいく。

Q 現在、地域資源、歴史資源の掘り起こしや再点検をしているということだが、その結果は怎么样了か。

A (地域振興課長) 煙突を含めての銀山地区や郷戸原用水などに歴史的価値があり、このような歴史的建造物など文化財の掘り起こしや状況の把握、また地区、地域ごとの伝統行事や文化などの歴史的背景、温泉など地域特性を持った資源などについて再点検に取り組んでいる。

Q 銀山地区や郷戸原用水もそうだが様々な町独自の文化財を維持していくことをきちんと計画に盛り込んでもらい、国の認定が早く受けられるような計画スケジュール作成をお願いしたい。

早急に申請認定を受けるために、申請の方法について現在、どのような考えを持っているか。

A (地域振興課長) 現在、まちづくりのアドバイザーと共にまちづくりの方向性と計画を進めているが、その中でも歴史的風致維持向上計画についてもお願いしている。ただし、計画策定については、アドバイザーに依頼することはできないと当初の説明会から東北地方整備局より言われている。

資料や情報の収集などはアドバイザーに委託できるが、歴史に関する文章作成や今後の計画策定などについては町の職員が行う必要がある。

Q 外部委託ではなく、職員自ら計画を策定する必要がある、能力も必要ということだが、既に認定を受けた市町

村へ研修に行き、それらについて学んでくることも必要ではないか。研修についてはどのように考えているか。

A (地域振興課長) 県内外各地で歴史的風致維持向上計画の策定が進んでおり、近県でもかなりいい計画を策定している市町村がある。計画の早期策定の為にも多くの研修をし、勉強すべきと考えている。委員会視察に随行した観光商工班長から大変勉強になったと聞いている。



天童木工ショールーム

研修等への取り組みは積極的に行っていききたい。

Q 景観整備も含めて、まちづくり条例にも関係すると思うが、無電柱化の取組について。鶴岡市では電柱を埋設すると莫大な費用がかかるため、後ろ配線ということで、地中化しないで建物などの後ろ側に配線を回して、費用を10分の1に抑えたと聞いている。

柳津町も以前無電柱化につ



日向コミュニティーセンター

いては話題になったが、こういう事例も踏まえて柳津町も取り組む考えはないか。

A (地域振興課長) 柳津町でも、過去に円蔵寺の下の県道で実施している。一部は地中化されているが、岩坂の途中から円蔵寺所有の山林の上、大駐車場のほうに電柱を移設して、後ろ配線を行っている。また、円蔵寺裏の道路でも電柱の地中化を行っている景観整備を行った経過がある。

電柱地中化は莫大なお金がかかるが、今後、歴史的風致維持向上計画を策定していく中で、電柱や電線は必ず問題となるので、地中化がいいのか、裏配線がいいのかということも含めて協議し計画づくりに向けていきたいと考えている。

Q 今後の計画に向けて住民の方々の意見も参考にすべきで

はないかと考える。また、重点地域や重点地区をどのように決定していくのか伺う。

A (地域振興課長) 住民の方々の意見については、計画策定に当たり、やはり地域の郷土史や伝統などについて最低でも50年以上遡った話も必要となるため、地区や詳しい方などにお話を伺うのは必須と考えている。また、計画策定時にパブリックコメントを実施する必要があるため、ホームページや広報誌などで公表し、広く住民の意見を求め、計画に反映させていきたいと考えている。

重点地域の選定については、歴史的風致維持向上計画の中では重要文化財、また、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物などの建造物等がある地区が重点地域、含まれている地区が重点地区となる。柳津町の場合、奥之院弁天堂が重要文化財なので、その周辺が重点地域となる。

Q 美しいまちづくり条例や景観条例等を含めて、今後、まちづくり条例も策定しなければならぬと考えている。今後、国定公園に

も指定されるが、これら一体となつて柳津町をきれいにし、ごみ一つない町にして観光客の方々にも何回も来てもらう、リピーターを増やす、新しい観光資源にしていこうというようなことを産業厚生常任委員会として要望をしておきたい。最後にどのように進めていくのか町長の考えを伺う。

A (町長) 柳津町を魅力ある町にしたい、住んでいてよかったと思える町、また行ってみたいなという町にしたいというのは、我々の共通の目標であると考えている。今回この歴史的風致維持向上計画は、こういった我々の目標を実現するための強力な手段であると私は位置づけている。柳津町の歴史、伝統文化を掘り起こし見つけ直して、そして、過去の本当にいいもの、残すべきものについて

は、我々はしっかりと守っていかなければいけない。また、今後のまちづくりに当たっては、町民みんなで考える機会を得ること、そして、みんな力を合わせてつくり上げていくということ、これが大変意義深いことである。歴史的風致維持向上計画は大変な計画だが、可能な限り早急に計画ができるように、時間をかけずに集中をして策定に臨んでいきたい。



鶴岡市 羽黒手向地区



1 番 磯目泰彦議員

○柳津町国民健康保険事業の 運営の健全化について

Q 国民健康保険の事業運営は、平成30年度より財政の責任主体が県に移行し、市町村とともに事業運営を行うこととなった。柳津町においても国保事業の安定的な運営を図り、町民が安心して医療受診できるように努めなければならない。近年では医療の高度化により医療費額が増加する反面、被保険者数は後期高齢者医療や社会保険等への加入により減少し、赤字運営となる可能性もある。被保険者に過重な負担を強いることのないよう持続可能な財政運営を確保するには、基金等の有効活用が望まれる。今後は、決算剰余金を積み立てて国保税の減収による国保事業納付金の財政不足に充てる等の措置が必要である。そこで、2点について伺う。

①2025年問題への町の考えと対応について
②国保税額の今後の推移と町の対応について

A (町長) ①団塊の世代が全て75歳以上となり、国民健康保険被保険者が大幅に減少するとともに、国民健康保険事業費納付金では後期高齢分及び介護分の増加が見込まれ、赤字運営が危惧されている。

特定健診受診率の高い被保険者が後期高齢へ移行することで受診率の低下も危惧されている。特に40～50代及び社会保険からの新規加入者の特定健康診査を促進し、早期発見、重症化予防に努め、納付金の基礎となる医療費の抑制を図るとともに、医療保険と保健・介護・福祉等の各分野における施策等との連携を図っていく。

Q 今後、特別養護老人ホームの特別需用や保険給付の増加が見込まれるが、費用を抑制する新しい取り組みや施策等はあるか。

A (町民課長) 重視する取り組みとして、特定健診の促進がある。特定健診を受けて病気の早期発見、早期治療を図ることが給付費を抑制することにつながる。新たな取り組みとしては、保険者努力支援制度の促進を図りたい。

Q 現在の基金の状況について町長の見解は。

A (町長) 現状では充足していると考えているが、今後の安定的な運営を図っていくために、引き続き基金を確保していく。

Q 国保税の収入不足が発生した場合、基金や貸付金以外で対応できるものはあるか。

A (町民課長) 一般会計からの法定繰入のみが可能となっている。基本的に法定繰入のみで、基金、貸付金以外の対応はない。

Q 保険者努力支援制度は評価項目が多数あるが今後強化していく項目は。

A (町民課長) 現在、特定健診受診率、特定保健指導実施率、糖尿病等の重症化予防の取組、個人インセンティブ等の分野については高い得点を獲得しているが、メタボ該当者・予備軍の減少率、ジェネリック医薬品、後発医薬品の使用割合で点数を獲得できていない。今後は、高得点の分野は継続して強化を図りながら、後発医薬品の使用促進に努めていく。

A (町長) ②国保税額は、県から示される国民健康保険事業費納付金を基に適正な賦課に努めているが、納付金は2年前の医療費を基礎

として算出しており、数年後の具体的な数値を見込むことは困難である。被保険者に過重な負担を強いることのないよう適切な国保税率の算定に努めていく。さらに、医療費の適正化や国保税の収納率向上などの取組を着実に実施し、安定的・持続的な国民健康保険制度の運営を目指していく。

Q 保険税率改定は不定期に行われているが、どのような考えで改定しているのか。

A (町民課長) 県に支払う翌年度の国民健康保険事業費納付金、国保税が示されており、納付金の増額等や被保険者の人数、所得状況等を鑑みながら改定している。

Q 後期高齢者医療制度と同時に2年ごとに見直しを行うべきではないか。

A (町民課長) 頻繁な税率の改定は、被保険者の混乱を招くおそれもあり、社会情勢などを踏まえた上で、改定を行う必要があるか総合的に判断していきたい。



5番 岩瀬清幸議員

○当町におけるデジタル戦略について

Q 管内閣が誕生し、デジタル庁が創設されることになり、会津管内の市町村でも行政のデジタル化を推進する動きが活発化している。行政の事務の迅速化や職員の事務執行の負担軽減、ペーパーレスによる資源やごみの減量化にもつながることが期待できるほか、国のデータの共有などあらゆる面での改善が期待できる。当町においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）、これは「ITの浸透により、人々の生活をあらゆる面でより方向に変化させる」と理解されており、これを進めることがこれからの行政執行に対し有効な手段であると考えられる。DXについて町の考えを伺う。

A （町長）現在、コロナ禍の中で、テレワークやオンライン授業など社会に大きな変革をもたらしており、行政のデジタル化の重要性もこれまで以上に高くなっている。町として行政サービスのデジタル化やデジタル技術を活用していくことが重要である。今年度の取組として、DXの意義を浸透させるために、全職員を対象に研修会を実施した。

今後は、会津管内の市町村と情報共有を図りながら、町民サービスの向上と業務の効率化などICT化を進めていく。デジタル技術を活用することで、町民や町にとって必要性の高い分野を中心からこの生活の利便性向上や課題解決のためデジタル技術の活用積極的に取り組んでいく。

Q 市町村長向けの研修会が開催されたが、その内容と受講しての感想をお聞きたい。

A （町長）会津13の市町村長及び副市町村長を対象にオンラインで研修を実施し、「1.自治体のDXとは何か、2.自治体のDXの流れ、3.磐梯町の実践」について研修を受けた。人口の減少、そして経済の停滞が予想される中で、町民サービスの向上と職員の業務軽減、効率化を目指すために必要なものだということを強く感じた。また、他の市町村からも非常に前向きな意見が出されていた。

（総務課長）まずDXについての講義があり、その後ワークショップを行った。DXという言葉は初めて聞く職員がほとんどであったので、DXによってどう仕事が変わるのか、また、仕事が増えるのかという不安を持った職員もいたが、国の動向からデジタル化は必須と言ってよく、今後の地域課題を解決していく中の手段の1つとしても大変有効であり、よききっかけづくりになったのではない。

Q 職員向け研修会を実施しての各職員の反応は。

A （総務課長）既に会議や業者と打合せの一部でオンライン会議を実施しており、それに伴う移動時間の短縮、経費の節減、コロナウイルス感染予防にもつながっている。今後、こういった会議を増やしていくことで大きなメリットになっていくのではない。

Q 行政サービスのデジタル化によって町民や町にとつてどんなメリットがあるか。

A （総務課長）既に会議や業者と打合せの一部でオンライン会議を実施しており、それに伴う移動時間の短縮、経費の節減、コロナウイルス感染予防にもつながっている。今後、こういった会議を増やしていくことで大きなメリットになっていくのではない。

要望 町も高齢化になり、職員や役場に対するニーズの多様化によって事務量も増えている。国と地方自治体のシステムの統一ができれば、行政手続が楽になり、職員の負担軽減が期待できる。町民主体の町政を進める上で、デジタル化は急がなければならない問題である。町長の指導力を発揮していただき、ぜひ一歩でも二歩でもデジタル化が進展するようお願いしたい。

Q 他の町村のようにデジタルアドバイザーを置くことは考えていないか。

A （総務課長）今後必要であればアドバイザーを置くことも検討していく。広域的にアドバイザーを設置できないか、近隣市町村とも連携を図っていきたい。

申請や各種会議のオンライン化を行うことで、自宅にいながら申請をしたり、会議に参加できるなど、メリットはあると考えている。ほかにも、ペーパーレス化、ごみの減量、ICTの活用による鳥獣被害対策など、様々なメリットがあるのではないかと考えている。



7番 田嶋信二議員

○農業経営を逼迫する新型コロナ感染や 遊休農地等問題の現状について

Q 現在、農業問題の中で年々被害が増加傾向にある鳥獣による遊休農地に対する取組、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費低迷や価格低下による販売収入の減少が確定とされる現状、町として何らかの支援策を講じるべきと考えるが、見解を伺う。

A ①新型コロナウイルス感染拡大に対応すべく農業支援策について
②鳥獣被害に関連した遊休農地について
③耕作放棄地や休耕地の活用に取り組み町の考え方について

A (町長) ①現在、農産物を出荷している全ての個人・法人に対して、地域農業経営持続化給付金として一律5万円を給付している。米、ソバの概算払いの価格が低迷しており、精算払いが確定する次年度に支援策を講じる必要があると考えている。国・県の動向を含めた情報収集を行っている。

Q 次年度に支援策を講じるとのことだが、今年度の販売単価を基準に配慮すべきではないか。また、ソ

バは町の振興作物でもあり、町独自に推奨し、国・県の情報にとらわれずに農業経営を成り立たせるべきではないか。

A (地域振興課長) 全国的に米の消費が落ち込み、価格が低下しており、国で何らかの策を講じると考えており、動向を見ながら進めていきたい。ソバの買取り価格もかなり厳しいと聞いている。町で推奨している作物なので、早急に支援をしていきたい。

A (町長) ②遊休農地面積は年々増加しており、鳥獣被害件数や捕獲数も増加している。有害鳥獣を農地に近づけさせないために、放任果樹の伐採や緩衝帯の整備推進、農地・水・環境保全事業による農地周辺の環境整備が有効である。

Q 農地周辺の環境整備が有効とのことだが、事例があれば具体的に伺いたい。

A (地域振興課長) 昨年から区長の皆さんに緩衝帯の整備をお願いしている。昨年は長倉地区と藤地区で要

望があつた部分の緩衝帯整備を行った。また、長倉地区では電気柵の部分も整備したが、イノシシの被害が減少したと聞いている。現在、県の事業や交付金等を使って実施しているが今後も継続していきたい。

A (町長) ③中山間地域等直接支払推進事業等を活用し遊休農地化させないことが重要であり、園芸作物、花卉、ソバ、エゴマ等の作付けを推進し農地の有効活用を図っていく。

Q 今後、どのように農地の有効活用を図っていくのか、具体的に伺いたい。

A (地域振興課長) 町の振興作物のエゴマがイノシシに被害を受けにくい作物として推奨されており、実際にエゴマを栽培している方に話を聞くと、イノシシの被害を受けていないと聞いている。刈取りや搾油など課題は多いが、農地を荒らさないという部分有効かと考えている。また、西山地区ではカスミソウ栽培が好調で、最近ハウスの増設や新設が増えてきており、花卉栽培や遊休農地の解

消を期待できるため、今後も推奨や支援をしていきたい。

Q エゴマがイノシシ対策に有効という話だが、エゴマ栽培が定着できるように支援策があれば伺いたい。

A (地域振興課長) 鳥獣被害対策として次年度、エゴマの苗の配布を考えている。また、販路をきちんと確立してから栽培してもらおうが、推奨する場合の基礎なので、その点も十分に考慮しながら進めて行きたい。観光農園も有効だと考えられるので、今後考えていきたい。



10番 齋藤正志議員

○地域産業の振興について

○高齢者介護について

Q 長らく町の基幹産業として農業と観光の振興を図ってきたが、過疎高齢化や新型コロナウイルス等により町の農業及び観光産業の衰退は著しく、今後が危惧されている。町の基幹産業をどのように維持、振興を図り、地域経済を保全していくのか伺う。

A (町長) 農業担い手への支援策として、地域農業担い手経営支援事業や園芸作物・花き産地力向上支援事業による機械・設備等の導入補助や新規就農者への若者応援給付金を支給している。今後は、農業の担い手への支援策を拡充しながら、地域農業を維持できる体制づくりを推進し、地域農業の振興を図っていく。

また、観光の振興として、新型コロナウイルス感染症により落ち込んでいる町内の経済回復を目的に、様々な事業を実施している。今後、歴史的風致維持向上計画の策定に合わせて景観整備も実施し、農工商が連携した新たな観光の振興も考えていく。

Q 整備された大きな圃場でも離農が進んでいるが、どのように地域を守っていくのか。

ていくのか。

A (地域振興課長) 担い手の受皿が小さく、依頼を受けられないのが現状。そのような中、若手の就農者達との話し合いの場を設け、現在の問題点や法人化などについて意見交換を行った所であり、町としても何らかの支援をしていきたいと考えている。

Q 大きな圃場を受け持つとなると、確かに法人化の必要が出てくるが、柳津町として法人設立に関わり、指導していくという考えはな

A (地域振興課長) 話合

Q 歴史的風致維持向上計画に併せて景観整備も行うとのことだが、景観整備には町民の理解と協力が必要である。町民が参加し、意思が反映されるような仕組みが必要ではないか。

A (地域振興課長) 現在進めているまちづくりの中で、町なかの若い方からのヒアリングを実施している。まちづくりは20年、30年という先を見据えての取り組みなので、若い方の意見を聞くのが重要と考えている。今後継続的に意見を聞いていく。

Q 今後、団塊の世代と高齢者となったときに、日常生活支援、要介護を必要とする人が増えるのではないかと推測される。町は2025年問題にどのように対応するのか。現在の各施設等の利用状況と今後の対策について伺う。

A (町長) 令和2年10月

続き、介護を必要としない生活支援を実施していく。そのためにはニーズに見合ったサービスが切れ目なく、かつ効率的・効率的に提供されるような包括的な支援・サービス提供に努めていく。

Q これから問題になってくる独り暮らしの高齢者の生活権をどのように守っていくのか。

A (町民課長) 単身世帯立することのないよう、地域の中に生きがい、役割を持つて生活ができるような居場所づくりと出番づくり等の介護予防を実施し、また、地域の方々による見守りの援助による安否確認や予防のサービスなど、それぞれのニーズに合ったサービスが切れ目なく提供できるように努めていく。また、各分野の関係者との連携も図っていく。医療については、保健師が地区での健康相談や訪問を実施するとともに、包括支援センターと情報を共有しながら、医療の必要性について家族、医療、介護関係者との連携を今後も図っていく。

○「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の施行に伴う柳津町の対応について



2番 新井田順一議員

○有害鳥獣被害対策について

Q この法律は、人口の急減地域における地域の担い手の確保を図るため、地域の複数の事業者による特定地域づくり事業協同組合を設立し、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり、地域内外の多様な人材を地域内の事業所等に派遣し、地域の活性化と課題解決を図ろうとするものである。町はどのように対応するのか伺う。

A (町長) 柳津町でも人口の減少に伴う地域の担い手確保は困難で、有効な手段であると考えている。協同組合の設立には町内事業者の理解と協力が必要となるため、各団体、事業者との連携を図りながら実施していく。また、人口減少や高齢化に伴い、町単独での事業実施については困難な状況も考えられるため、近隣町村と情報を共有しながら連携を図り、広域的な取組も視野に入れて活用していく。

Q この法律について具体的な説明を。

A (総務課長) 具体的には、様々な業種の方から出資を募り、「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、

組合が職員を雇用し、その職員を派遣する制度となっている。組合員は4名以上となる。

Q 国からの説明会があったと聞いているがどのような印象を持ったか。

A (総務課長) この事業を通じて都市部の若者や地域おこし協力隊として任期を終えた方、町内の若者などを派遣職員として雇用していくことで、少しでも人口減少の抑制につながればと期待している。

説明会後に総務省の担当者と近隣町村が連携して意見交換会を行い、その中に町商工会の関係者や民間事業者も参加しており、大変関心を持って取り組んでいる。

Q この事業でどういうことができるのか。

A (総務課長) 想定だが、農業関係や旅館など人手が足りない繁忙期に職員を派遣する等、また、冬期間の除雪作業員が足りない場合などに職員を派遣する等、様々な派遣が考えられる。

Q 国から助成あるいは交付金があると聞いているが。

A (総務課長) 組合の運営費について、支出の総額から料金収入を差し引いた残りの分について財政支援がある。一旦町から補助金を交付するが、補助金の半分に

ついては国からの交付金があり、残りの半分については、その2分の1が国の特別交付税の措置がある。町の実質負担割合は8分の1となる。

Q 柳津町鳥獣被害防止計画に基づき被害軽減に努めているが、自然環境の変化、または農地管理の衰退等により、被害件数は増加の一途をたどっている。改めて町の対応を伺う。

A (町長) 町では防除と駆除による対策を進めている。防除については、電気柵購入の補助や貸出し、放任果樹の伐採、緩衝帯の整備などを、駆除については、わなの設置、見回りやパトロール、イノシシ被害対策として先進地研修等を実施し、捕獲技術の向上を図っている。来年度も被害の拡大が予想されることから、電気柵以外の補助対象メニューの拡充やくくりわな免許取得等に係る経費の助成拡充など、より効果的な対策が取れるような支援策を図っていく。また、これま

での取組に加えて、新しい技術の活用や会津地域課題解決連携推進会議での広域的な取組を強化し、関係機関と連携しながら被害の減少に取り組んでいく。

Q わな免許の取得に関してもっと手厚い補助をすることはできないか。

A (地域振興課長) 現在、猟友会への加入を条件に取得費用の半額を補助している。町としては各地区にわな免許保有者が最低2人欲しいと考えており、来年度、免許取得経費の助成拡充を行っていききたい。

Q 町では放任果樹の伐採をやっているが、斎藤清氏の版画にあるように柿の木に白い雪が積もっているような印象的な風景や場所の木は切らないで、残しつつ対策をとることはできないか。

A (地域振興課長) 柿の木を残すためには、きちんと果樹を取っていれば熊は寄りつかないが、高齢化などにより難しくなっており、今後の課題である。被害者の意向や考えもあるが、もし残せるものであれば残していきたい。

◆審査報告までの経過

9月28日 審査請求書提出

議員3名の連署により議長に審査請求書提出。

10月8日 第1回政治倫理審査会

<政治倫理審査会委員構成>

委員長：岩淵 清幸 副委員長：伊藤 純
委員：齋藤 正志、田崎 信二、松村 亮

委員長、副委員長の互選、荒明議員の発言内容の確認（音声データ）。

荒明議員は欠席。

10月20日 第2回政治倫理審査会

荒明議員は再度欠席。

荒明議員の規程に定める政治倫理基準に反する行為の存否及び必要と認める措置について協議。

議長に審査結果を報告。

11月19日 臨時議会

審査結果に基づき、「議場における発言の撤回と謝罪」を求めるも、荒明議員はこれを拒否。再度、政治倫理審査会が緊急で招集され、「議員辞職勧告すべき」との審査結果を議長に報告。

12月2日 議員辞職勧告

審査結果報告書に基づき、議長から荒明議員宛に議員辞職勧告を通告。

令和元年12月の施行後 初めて政治倫理審査会を設置

「柳津町議会議員政治倫理規程」により、柳津町議会議員には責務及び政治倫理基準が定められています。

この政治倫理基準に反することが疑われる場合、議員が調査請求できる定めとなっています。

一連の荒明正一議員の発言に対し、議員3名の連署により審査請求書が提出され組織された、政治倫理審査会による調査及び審査の結果、「議場における発言の撤回と謝罪」を求めましたが、荒明正一議員が応じなかったため、最終的に、議員辞職勧告決議が通告されました。

なお、同規程には審査結果を公表する規程があり、ここで要旨をお伝えします。

政治倫理審査会報告の要旨

- 議会定例会一般質問内での荒明正一議員による「議員が特定の業者から飲食を含む接待を受けた」かのような発言は、事実無根であり、また、議会全員協議会や議会定例会内での「今までの議員はみんな責任を取って辞めればいい」という発言を繰り返し行ったことは、ほかの議員に対する誹謗中傷であり、名誉棄損行為であることは明白であり、政治倫理基準に違反するとの結論に至った。
- 倫理審査会への2度にわたる出席要求に対して従わない行為は、規程第8条（議員の協力義務）に違反するものである。
- 協議の結果、今回の荒明正一議員の事案は、町民の負託を受けた町議会議員が町民全体の代表者として、名誉と品位を損ない、柳津町議会への信用を失墜させていることに対し、公開の議場において、当該発言の撤回と謝罪を求めることを決定した。

「荒明正一議員に「議員辞職勧告決議」
「柳津町議会議員政治倫理規程」に基づき審査会の報告が提出されました」

一次回定例会のお知らせ

3月10日(水)～3月19日(金)

午前10時開会

初日は、町政に対し議員が一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、傍聴席は通常の3分の1となります。アルコール消毒、マスクの着用をお願いします。

西山支所、ふれあい館でも
傍聴することができます

議会録画映像のお知らせ

一般質問の映像を、町のホームページから視聴することができます。

柳津町
ホームページ → 柳津町議会 → 議会録画映像

スマホやタブレット端末からも、
見ることができます！



各議員の
一般質問が
見られます。



「議会の傍聴になかなか行けない」という方は、お手元の端末からご覧ください。



議会を見守る2頭の赤べこ

令和2年 赤べこ議会を開催！

令和2年第4回定例会は、『赤べこ伝説発祥の地』をPRするため、議会議員と町職員が真っ赤な赤べこのはっぴを身にまとい、『赤べこ議会』として開催しました。

第3回目となる今回は、赤べこ2頭が議場に現れ、コロナ禍の中開催される議会の進行を見守りました。

赤べこは疫病を退散させると言い伝えられています。一刻も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願っています。



町職員席には飛沫拡散防止ボードを設置



議会議員と傍聴者も3密回避

編集後記

暦の上では春
とはいえ、まだ
まだ厳しい寒さ
が続いております。

さて昨年より、連日、
新型コロナウイルスの二
ユースで明け暮れ、今、
世界中の国々がコロナウ
イルスという未知なる敵
との闘いを強いられてお
り、終息も見込めない状
況ですが、いざという
きのため、例年以上に
「自らの命は自らが守る」
ことを意識したいもので
す。

この様な中、委員会と
して至らないところもあ
ったかと思いますが、一
年間ありがとうございました。来年度からは、新
たな委員会として頑張る
所存ですので、次号も暖
かく見守っていただけ
ると嬉しく思います。
皆様、くれぐれもご自
愛のほどお祈り申し上げ
ます。
(田嶋)

広報編集委員

委員長 田嶋 信二
副委員長 新井 田順一
委員 磯目 泰彦
荒明 昭一
正一